

第4期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回	第7回
日時	2015年 5月21日（木）	13時30分	～ 15時25分
会場	中野区役所7階 第10会議室		
検討内容			
<p>1 瀬田健康福祉部長あいさつ</p> <p>中野区としては、今年度は基本構想と10ヵ年計画で、福祉、街づくり、教育等を含めた全体の計画改定の節目となる。本協議会で率直なご意見を賜り、区民のためのよりよい計画と実践を通して、これまで以上に豊かなコミュニティづくりを進めていきたい。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>平成25年6月26日公布の障害者差別解消法がいよいよ来年4月より施行される。あらゆる場面で我々も意識していかなければならないが、施策等で周りを固めていくことが重要だと思う。皆さんにご意見をいただきながら、より充実した地域活動を目指したい。</p> <p>3 委員および事務局担当者の変更について（事務局）</p> <p>3月末の武市委員、田窪委員辞任を受け、本日より田中委員（愛成会）、熊倉委員（東京都知的障害者育成会）が参加。事務局担当者も変更があった。</p> <p>4 相談支援部会副部会長の指名について（会長）</p> <p>中野区障害者自立支援協議会設置要綱第6条により相談支援部会松田部長と相談し、熊倉委員を指名する。施設系事業者連絡会の世話人は柏原委員に加え、奥秋委員にも参加いただく。</p> <p>5 相談支援機関会議報告</p> <p>◆第11回（2月25日開催）事例総数16件。</p> <p>計画相談について、中野区では居宅はすこやか、通所は各事業所へ依頼している。子どもについての相談支援体制が整っていない。当面セルフプラン中心に計画相談を行う。</p> <p>◆第12回（3月25日開催）事例総数27件。</p> <p>日中活動に行くことができず、精神科に通院のケース。GHの世話人1人でこういう方のケアは難しい。知的・精神の中間的対応、サテライト型GHが必要なのではないか。世話人の研修会も必要。</p> <p>◆26年度活動報告</p> <p>昨年度個別支援機関会議の総開催数322回、前年は286回。</p> <p>〈意見要旨〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に、グループホーム（GH）には日中支援加算が付き、65歳を超えてゆっくりしたい方や重度の方は身体の具合が悪い場合、日中もGHで過ごせるといいう制度になっていると思う。 <p>6 各部会報告</p> <p>(1) 相談支援部会報告</p> <p>◆第9回（3月18日開催）</p> <p>サービスが届かない人たち、公共機関とつながっていない方をどうやって見守っていくのか。当事者一人一人が求めていることにしっかり対応する必要がある。</p>			

(様式1)

- ◆今年度の目標は相談支援体制の現状把握。制度と現実と折り合いをつけてどう支援の形を作るか。相談支援はおそらく足りていない。体制からはみ出してしまう人たちに対しては地域連携が大切、特別支援学校は通級学校と交流が始まっており、参考にしたい。

→ (会長)

- ・相談支援の役割は、基本的には線引きをあまりせず、連携をしていくことが重要。
- ・福祉関係の人は福祉に集中しやすいが、障害者権利条約には「他の国民と平等を基礎として」となっている。障害者も地域にどんどん出て行き、我々も地域社会に溶け込む姿勢が求められる。

《意見交換概要》

- ・相談支援計画作成時、最後のモニタリングで自治体によって給付が違う。中野区ではどうか？

→ (事務局) サービス支給更新の必要があれば、更新のための利用計画を作成いただく。モニタリングの月がサービス支給の最終月だと1606単位の請求。支給決定の更新、変更がなく、半年後か3ヵ月後に見直しをする場合は1306単位の請求をしていただく。

- ・計画相談ができないケースについて。現在中野区では相談が手一杯で受け取ってもらえず、待っている方がいる。区から他区の事業所を紹介してもらったが、訪問看護など過剰な内容になり困っている。

→ 他自治体法人の相談支援事業でも人手不足。待ってもらっているが、これは一時的なものと思う。

→ プランは、基本は利用者の意向に沿って作るのが大前提。利用者が拒否すれば済む話ではないか。

- ・中野区としては代替プランに踏み切らないのか。

→ (事務局) 現時点では計画相談ができずに待たされているケースはない。代替プランも計画相談とほぼ同じ内容で作るので、区の職員が作るとかなりの時間を要する。セルフプランで短期間でサービス利用に結びついていることも事実。お困りの方があればご相談いただきたい。

〈その他意見要旨〉

- ・ご本人が訪問看護など断れないなら、手伝ってセルフプランを作成するのがよい。
- ・現状では、役所も事業所もどこに回しても多分待つことになる。事情をわかっている方がセルフプラン作りを手伝い、支給決定を受けてしまうのが一番早いと思う。
- ・代替プランも全くNOではなく、緊急止む無しの場合はやっていたいのではないか。

(3) 地域生活支援部会報告

◆第8回部会(3月10日開催)

年間のまとめ、はじめの一步のセミナーについて話し合った。

◆第9回部会(4月14日開催)

今年度活動について意見交換を行った。今年度は一人暮らし向けのセミナーを計画。過去数年課題だった防災計画について、まず区の担当から話を聞くことになった。

◆第10回部会(5月12日開催)

都市基盤部、地域支えあい推進室の方に防災計画の話をついた。部会としても協力の方向。その他、今年度開催の一人暮らし支援セミナー、3部会合同セミナー、世話人の情報交換会開催について共有した。地域生活を支えるサービスのリソースブック作成の提案も上がっている。

- ・その他：前回の全体会で、車椅子使用の部会員の部会参加時、交通手段としてリフトタクシー利用など配慮の打診をした件について。本人はJRの利用を希望しておりリフト付タクシーは希望しないとのことなので撤回する。駅にエレベーターの設置を要望中とのこと。

◆26年度活動報告

(様式1)

大家さんセミナー開催、3部会合同のはじめの一步の共催が大きな柱となった。前年度の緊急時利用可能事業所の資料をまとめ、調査票を基に資料を作成。また、愛成会の地域コーディネイト事業と共に、GH調査票を作成した。

●防災支援計画について

- ・名簿の登録現状について。区分1(5,870人)、区分2(4,309人)の方の個別避難支援計画づくりを6月から開始。名簿は作成後半年ごとに更新。個別の支援計画は3部作成し、区と本人、支援者が持つ。支援者は近所の方で、できれば2名を登録する。
- ・災害発生3、4時間後には、支援者は要支援者の安否を窓口に報告。最初の混乱期が過ぎる1日半たった頃には、支援者がまだ付いていない方、安否連絡がない方の確認を行う。

(4) 就労支援部会報告

◆第9回部会(3月11日開催)

就労移行支援事業所の新規利用者確保が課題として上がった。特別支援学校の生徒は就職の傾向で、特に指定管理で運営の施設は区民の方限定のため、利用者確保がさらに困難となっている。

実習先の確保、移行支援事業所の定着支援の進め方、就労継続支援B型利用者家族の理解について、就労支援ノウハウ確立の必要性、研修参加が難しい実情について意見があった。区や事業団には実習の場の確保と就労支援、ハローワークには実習や就労の場の開拓を希望する声があった。

○なかの障害者就労支援ネットワークの活動報告

障害のある方を対象とした企業見学と面接対策講座を開催。職員への研修・勉強会、弥生福祉作業所の施設見学を実施。精神障害者の雇用について職業センター等からの説明を受けた。

○共同受注部会：区役所一階で自主製品等の物品販売会開催。本年度も3回開催予定。26年度の活動について意見交換を行った。

◆26年度活動報告

一般就労の促進については、企業への理解促進と雇用機会の開拓の必要、定着支援のマンパワー限界の現状が報告された。課題としては、短時間でも働ける就労の場の開拓、就労希望者の掘り起こし、職員の技能向上、増加する就職支援対象者の支援、定着支援の仕組みづくりが挙げられた。今年度は、就労支援機関と施設との連携を図るため、フローチャートを再度作成したい。

精神障害・発達障害の方の就労支援では、精神障害ある方の相談数、就職者数も増えている。取り組みとしては企業向けセミナーを実施した。今年度は発達障害の方の支援に取り組みたい。

区内障害者就労施設の工賃については、昨年度の中野区内の工賃低下を踏まえ、今年度は工賃調査を引き続き実施し、共同受注促進事業の活用をさらに検討したい。

《意見交換概要》

- ・就労移行については、登録者の出席率が半分以上を切ると経営的にも難しいのではないかと。
- 就労できる方は既にしている状況で、重度の方や、すぐに就労が難しい方はB型に行く。
- 区内の就労移行支援事業所は7か所ある。(区立2、民間5)。

(会長)

- ・就労移行支援事業は利用期限原則2年という厳しさがある。障害福祉サービス利用者の高齢化、重度化も顕著になっている。就労移行にチャレンジしてだめな場合は他の事業に移らなくてはな

(様式1)

らない。

- ・事業所としては就労移行で実績は作れるが、定員割れで経営が成り立たないような仕組み。移行を積極的にやろうとすると事業所の体力が求められる。
- ・障害者就労施設で働く人の高齢化や重度化、工賃額など就労事業はいろいろと課題のある事業である。中野区は、区の中では比較的一般就労を、地域社会の中で働ける環境をつくって積極的に、という姿勢がある。法律の面で、区では解決できない課題がいろいろあるのではないか。

《情報提供》

- ・発達障害と就労→つむぎで9月に発達障害の講座予定。世田谷の発達障害者就労支援センターゆに（UNI）に講演交渉中。

7 事業者連絡会報告

(1) 居宅系事業者連絡会報告

◆26年度活動報告

第1回連絡会（8月4日開催）では、障害福祉サービスの請求事務等について、注意事項など共有した。福祉人材の確保が課題として上がった。

研修会「重度障害者の介護にあたってコミュニケーションの取り方」（1月9日開催）では、医師会の中野訪問看護ステーションの協力で、ロールプレイを交えて行った。

○今年度活動：情報共有や研修会を今年度も行いたい。特に研修会は現場で行いたいので、事務局のほうへぜひ希望をいただきたい。情報交換の面では、毎回違う方がご参加なので、最大公約数の課題を基に定期的にやっていきたい。

(2) 施設系事業者連絡会報告

◆第29回連絡会（3月19日開催）

災害時避難行動要支援者への取組みについて、区から説明があった。夜、昼、週末と過ごす場所が違う人の支援体制についての意見や、地域防災会の支援力は期待できないとの意見があった。

◆26年度活動報告

ヒヤリハットや苦情対応、地域支援移行事例などのテーマで意見交換し、各事業所の運営に生かしていく試みを行った。

○今年度活動：テーマをいくつか上げ、内容を深めていきたい。1月の事業者向け研修会開催に向け、会場予約済。参加事業所は増えているが、参加していない事業所も参加できるよう取組みたい。

7 報告事項

◆障害者差別解消法施行における中野区の対応について

○概要：国や地方自治体、民間事業者に対して、障害による差別解消についての取組み、基本方針、対応要領を作成すること。国の基本方針は2月末に示された。地方自治体については対応要領の作成は努力義務だが、取組みを進めていきたい。

○区として相談・紛争解決の仕組み、障害者差別解消支援地域協議会のような組織体を検討したい。

○区の対応要領作成に向けて障害福祉分野で検討を開始した。福祉団体より当事者の意見もいただき、本年度中に対応要領を決定したい。自立支援協議会でも今後意見をいただきたい。

備考

次回日程 7月15日（水）13：30～15：30 中野区役所7階第10会議室